

## 横浜地方裁判所委員会（第9回）議事概要

### 1 日時

平成18年11月21日（火）午後2時～午後4時30分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 出席者

【委員長】浅生重機【委員】岩田好二，惠崎和則，大久保智子，小倉正三，後藤ヨシ子，佐々木勲，佐藤克洋，鈴木由美，竹内正顯，中村行宏，林義亮，平原史樹，山舗弥一郎（五十音順，敬称略）

（山田直子委員は欠席）

（事務担当者）

横浜地方裁判所木口信之裁判官，同多和田隆史裁判官，同事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

### 4 テーマ〈裁判員制度の実現に向けての取組状況と今後の課題について〉

### 5 議事（発言者／■委員長 ○委員 ●オブザーバー □事務担当者）

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員（小倉正三委員，林義亮委員，山舗弥一郎委員）自己紹介

(3) 委員長代理の氏名について

■ 岩田委員を委員長代理に指名する。

(4) オブザーバーの参加について

伊東克宏弁護士並びに木口信之裁判官及び多和田隆史裁判官がオブザーバーとして参加することの承認を得た。

(5) 裁判員制度の実現に向けての取組状況と今後の課題について説明

ア 多和田裁判官から模擬裁判の実施について説明

- イ 山舗委員から検察庁の裁判員制度への取組状況について説明
- ウ 木口裁判官から裁判員選任手続について説明
- エ 岸野事務局長から裁判員制度の実現に向けての取組状況について説明
- オ 伊東弁護士から弁護士会の裁判員制度への取組状況について説明

(5) 裁判員裁判法廷見学

(6) テーマについて

■ 裁判員裁判の開始はこれから2年半後であり、選任準備の期間を考えると2年を切ったとも言える。裁判員制度は、国民の皆様にある程度分かりやすいものになったのか、まだまだか。ご意見をいただきたい。

○ 私は、昨年模擬裁判に参加し、今年は模擬裁判の評議を観た。昨年、裁判員をやってみて何か割り切れない思いがあったが、今年の模擬裁判で評議を客観的に観ることによって、それが何故だか分かった。裁判の争点は共謀をしたか否かということであった。これは心の中のことであり、それを表に出た行動から客観的に合理的に判断していく。

殺意はあるかとか、共謀したかとか、裁判員でなくても日常的な会話で使うことがある。しかし、裁判員として使うのとは若干ニュアンスが違うと思った。例えば、殺したい相手がいて、その相手の家に赴いたが、相手が自分よりも強いために何もできなかった場合であっても、日常の会話では殺意があったと言う。が、裁判では、何もできなかった場合には、殺意があったとは言わない。逆にとても親しくて仲が良くても、たまたまそこに凶器があって、何かの拍子に刺してしまったら、殺意があると言う。その辺りの言葉の感覚が、ごちゃごちゃになってしまう。

私は、裁判員をやったとき、最初は日常的な感覚で殺意があると言ったが、途中から殺意の意味が分からなくなってしまった。裁判官の話を聞いているうちに意見を変えてしまい、後で新聞を読んだら、疲れて、どうでもいいから意見が変わったとか、裁判官の方についてとか書かれていた

が、本当はそういうことではなかった。

最近では、難しい用語を分かりやすく簡単にという動きがあるようだが、殺人や共謀というような、日常的に使う言葉でも、裁判の場面ではニュアンスが違うという言葉もあると思う。

- 裁判を沢山やっていると、いろいろな場面を経験して、この場面ではこれを殺意とする、別の事件ではこれを殺意とするというように、殺意というのはこれだけ広がりがあるというのが分かるようになるが、裁判官でもなりたての新人の裁判官だと最初は戸惑う。そして、殺意があるかないかというすれすれのところをどちらにするのかという経験をして、そういう中でいろいろな考えをまとめていくことになる。すれすれの事件で殺人犯とすべきなのかどうかという、ちょっと哲学的というような価値判断の大いに入った事柄を検討するわけである。

そういう場合は時間がかかるし、経験者の言葉も聞かなくてはならない。言葉を簡単に言い換えて直ぐに答えがでるものではない。どうしたら簡単に分かるかと言う妙案は私にもない。裁判官も初心者から始めて、そういう問題をいくつも扱う中で勘所を養っていくのだと思う。

- 裁判では、殺意を抱いたことによって殺人が行われたときから、その殺意について問題になる。あの人が憎らしいから殺してやろうと思っけていても、法律的にはあまり問題ではなくて、相手が死んだときにその殺意が問題になる。また殺意があるかどうかは、傷害致死とするか殺人として処罰するかという価値判断でもある。

一般の方の殺意の考え方は、憎んでいたからとか、今まで仲が良かったので殺すはずがないとか、心理的な考えがあると思う。しかし、人の内面は、他人には分からないが、よく考えると本人自身もよく分からないことがある。愛憎相半ばする場合など、本当に殺す気があったのかどうか、本人に聞いてもわからないことがあり得る。

裁判官の訓練と言うのは、内面的なものを判断するのに、単に怪我をさせるつもりでやったのに死んでしまった傷害致死なのか、故意ある殺人なのかを、犯行態様、用いた凶器、考えの経緯とか、自白があったかとか、いろいろな要素を考えて被告人の内面に意味づけを与えるという面がある。裁判官になりたての頃は、心理学的な感じで考えようとするけれども、突き詰めると人の内面は分からないものである。裁判官が訓練を積んでくると、ある程度客観的な行為、外に出た皆が見ているところに意味づけを与えるという傾きになる。

しかし、裁判員の方には、プロとしてはそう考えるかもしれないけどやはりおかしいのではないかという意見があれば、それを自信を持って評議の席で言ってもらえれば、それはそれで良い事だと思う。

- 日弁連では、法廷用語の日常語化プロジェクトチームがある。弁護士、大学の先生、NHKのアナウンサーが集まり、難しい法廷用語の言い換えを試みようという活動をしている。そのプロジェクトチームでは、先ず、法廷用語を幾つかに分類できるだろうということになり、一般の方々が最初から分からないだろう言葉、聞いたことがあるが意味が違う言葉、一般の方々と我々の捉えている意味が違う言葉、殺意などはその中に入るのはないかと思うが、それらをどう使い分けて、どう説明していくかを研究している。

- 裁判の世界と一般の方の世界の溝を埋めていくにはどうしたら良いか。難しいことだが、やり甲斐のあることだと思う。ある刑事担当の裁判官から、諸外国の経験、特に陪審制度を採っている国の経験の中に、溝を埋めるヒントがあると聞いたことがある。

裁判員制度が始まり沢山の経験を積むうちに何とかしなければならない事柄も出てくるだろうが、それらを諸外国ではどうやって克服してきたのか学んで、将来の裁判所、検察官、弁護士、裁判員の皆で協力して乗り越

えていくことになろう。

- 裁判員制度にどうも国民が馴染めないという原因は、刑事裁判の手続きが何となく分かり難い、関わると怖い気がする、時間がかかり自分の生活が侵害されるような恐れがあるなどということだと思う。また今まで裁判は国が責任を持つことであり、国民の責任ではないという意識が根強くあったせいと思う。

私は最近始まった被疑者国選弁護人制度で、起訴前の被疑者に接見に行くという経験をし、これは今までにないとても良い制度だと思った。国選弁護人は今までは起訴後に就くものであったので、取調べの状況は調書でしか分からなかったが、被疑者国選弁護人制度により、重大事犯については、逮捕、拘留後直ぐに弁護人として被疑者に会いに行ける。取調べの段階から、無罪を主張するつもりならばこうすべきであるとか、黙秘権があるとか、弁護人の立場で指導できる。捜査が変わり、裁判も変わってくるであろう。先程、取調べの可視化についての話があったが、別の面で被疑者国選弁護人制度の果たす役割は大きい。刑事裁判の分かり難さ、関わることへの怖さをなくし、国民がだんだん裁判への参加を期待されていることを理解していくようになると思う。

- 私は、模擬裁判を初日だけ観た。最終弁論までだったと思う。その段階で私は、これは弁護人側の勝ちだな、無罪だなと思っていた。と言うのは、検察側の主張事実が大変曖昧であり、証人の証言の中にも立証しようとする内容が見えなかったからである。が、判決は懲役、執行猶予であったので、翌日の論告求刑がとても上手だったのではないかと思う。

その時に思ったことが、何が明らかで、何が明らかでないか裁判員にきちんと伝えていかないと心証のみで判決に影響を与えることになるのではないか、事実はどうか判らないが、プレゼンテーションの上手い側が勝つという劇場型の裁判になるのは怖いということである。

先程、山舗委員から、検察庁の取組の説明があった。分かり易い説明であり、すんなり理解できたが、斜に構えて見てみると、それは検察側の言い分を組み立てたストーリーである。その後、弁護士側の言い分が主張されるが、最初に検察側からああいう巧いストーリーを見せられると裁判員にそういうものだとインプットされてしまい、予断を抱かせることになるのではないか。弁護士側が後にそれを覆すのは大変ではないか。

裁判官が論点整理などで十分な配慮をしないと劇場型の裁判となってしまう、高い弁護士報酬を払ったら勝つというのでは困る。

- 私は2年程前広島地検に勤務していたが、裁判員制度の勉強をしようと思ひ、隣の山口県の岩国基地の中にある米軍の軍事法廷を1日傍聴したことがある。本国同様に陪審裁判を行っていたのだが、検察官に聞いたところでは、陪審員を説得するために、検察官は3日位かけてリハーサルをするということであった。弁護士も同じようにリハーサルをしているそうである。その努力はすごいと思つたが、同時にこれはまるで劇場のようだという印象を持った。日本の裁判員裁判においても裁判員に説得力ある主張、立証をするために、検察官、弁護士とも説得の技術を今以上身に付けるべきだと思うが、真実を離れて説得の技法が巧い方が勝つという意味の劇場型の裁判になってはいけないと思う。

検察官の冒頭陳述は、予断を抱かせるわけではない。これからこういうことを証明しますという主張である。主張だという認識を持ってもらわないといけない。事実だと思つてはいけない。しかし、一生に一度選ばれるというような裁判員には、そのような認識は難しいかもしれない。その辺りを巧く運営していかなくてはならないと思う。

- まさにその通りだと思う。検察側もある意味では劇場型になりショーアップされていくのではないか。報道のメディアとしては、これはおかしいなと思う裁判、大きな裁判があつたら、一生懸命、裁判員を取材して、ど

ういう評議がなされたのか、疑問点はなかったかなどを聞いて明らかにしていくしかないと思う。法律上、裁判員には守秘義務があるが、取材して明らかにできるものは明らかにしていく中で、いろいろなことが担保されていくのではないか。

- 裁判員になりたくないとおっしゃる方も結構いらっしゃるので、もう少し控えめにさせていただければ有り難いと思う。
- イタリアでは、参審員に取材をしていた。イタリアでも評議の秘密があり、新聞沙汰になったものとしては、評決人数を漏らした参審員がいて、確か記者と共に罰金刑になっていたように覚えている。しかし、イタリア記者によると、そのようなことは日常茶飯事とのことであった。
- 裁判員制度の広報面でもある程度努力をしているが、これで良いかどうか御意見をいただきたい。
- 先程の事務局長の説明で、企業向けの環境整備をしているということであったが、大企業や中小企業はそれなりに経営者も耳を傾けると思うが、2～3人しかいない零細企業では、その内の1人が裁判員に選ばれた場合のプレッシャーがあると思う。人の補充をしなければならず、人件費が膨らみ、経営者としては辛いだろうと思う。零細企業の環境整備をどうするのか、もう少し見えてくると良い。
- 大企業レベルでも裁判員に快く送り出してもらえるという了解を得るのはまだまだという感じである。本日、資料として差し上げた日本経済新聞に出した広告では、「裁判員の候補者のうち、約5割の方が勤めているという事実。」とある。この勤めている5割の方に何とか出席していただけるようにと広告を出した。横浜地裁でも経営者の方に理解していただくように説明に伺っている。いよいよ本格的にやり出したという状況である。大企業と零細企業との違いもあろうし、場面場面で千差万別であろうが、裁判を国民のものにするという意味で、裁判員には国民の各層から参加し

ていただくのが理想である。勤めていない方でも小さいお子さんがいるとか、年老いた親御さんの看護で忙しいという方もいるだろうが、そういう方たちの意見も反映させたい。この辺りの理解をお願いしたい。今後も企業への説明など広報を徐々に拡大していきたい。

- 大企業は理解が早いと思う。企業のコンプライアンスを優先すれば理解してもらえるとと思う。中小零細企業がどういう捉え方をするかが大事だと思う。

私は商工会会議所の議員という立場で、この地方裁判所委員会に参加してきた。会員企業1万3000～4000社にのぼり、その中には零細企業も含まれる。会合があれば、零細企業の経営者も参加するので、そういう会合の場に裁判所から出前講義などに来ていただくなども可能である。

私はこの度、商工会議所の副会頭になったので、裁判所の広報活動のお役に立てればと思う。

- 検察庁でも広報活動を行っている。広報活動のスローガンは、周知広報から説明広報に変わった。全職員が広報官であるという草の根広報を行っている。

私自身は、この間、川崎市にあるキャノンの研究所に行って来た。また、検事総長は、経団連会長にお願いに行った。

大企業には浸透しつつあると思う。が、個人商店などに行って説明するということはまだ十分ではない。やりだしてはいるが、芳しい返事をいただけないのが実情である。例えば、旅費、日当以外の生活補償をしてくれるのかという質問もある。正直に、それは払えませんとお答えしている。

特に法曹三者で、正直な説明を積み重ねていくしかないと思う。

- 戦前の日本での陪審員制度の記録を見ると、陪審員に選ばれた人は地元に戻って、やっぱり悪い事はしちゃいけないとか、自分は陪審員としてこういう経験をしてきたとか話して、それがとても良い効果であったという

記録もある。そういう意味でも、裁判員に対して、あまり話すなというようにことを言わない方が、裁判員をやってみたら良いのではないかというように良い意味の波及効果があるのではないかと思う。

■ その点はよく理解できる。

検察審査員の方に、6か月やってみた後の感想を聞くと、やって良かったという感想が大多数である。個々の事件の内容よりも全体としての取組を大いに語っていただきたい。検察審査員の方々の意見や裁判員の方々のやって良かったという意見を徐々に広めていければ良いと思う。

先日、4回目の検察審査員を選任しましたが、その方々の職歴は、8～9割が勤めている方である。決して大企業にお勤めの方ばかりではない。中小零細企業の方もいらっしゃる。徐々に徐々に理解を深めて行っていたら、見通しはそんなに暗くないのではないかと思う。

○ 裁判員に関する質問のうち、どういうときに裁判員を辞退できるかという質問が6～7割である。ところが、2割程度の方は、積極的にやりたい、なぜ希望者を募ってどんどん裁判員に選任する制度にしないのかという意見である。その際には、公平に無作為抽出する旨の説明はしているが、そういう意見を聞くと、言葉は良くないかもしれないが、なかなか捨てたもんじゃないなと思う。

■ 諸外国の制度には、必ずしも無作為抽出ではなく、ある程度希望者を募って迎える制度もあるらしい。日本ではどちらがいいのかはわからないが、新聞の投書欄にも、希望者から選んで欲しいという投書が載っている。半分は無作為で半分は登録している方から選出というような制度が良いという意見も出てくるかもしれない。

○ デジタル放送の広報のように短くても頻繁にテレビで広報が流れると、ああそろそろテレビを買い換えなくてはなどと思うようになってくる。裁判員制度についても短くてもテレビを利用した広報を繰り返し行えば効果

的かもしれない。

- 広告の回数が少ないという御指摘だが、仲間由紀恵さんのような国民的アイドルを起用した広告など行っている。大変な額の国費を使って広報を行ってるところではある。かなりの回数の広告が国民の皆様の目に触れるように努力している。
- 本日、広報用グッズをいただいた。先日はマグネットをいただいた。私も仕事柄、交通安全の啓発活動などをいろいろなところで行っているが、何を作っても最近ではあまり有効ではない。街頭でティッシュやカットパンなど配っても、なかなか受け取ってもらえない。温泉の素や花の種のような目を引く物、使える物という工夫が必要だと思う。お金をかけるなら、デジタル放送のようなCMを流すのが効果的かもしれない。
- マスコミの方の御意見はいかがでしょう。
- テレビCMは効果的だと思う。
- 裁判所へ法廷傍聴、見学に来る方の多くは子供である。広報用グッズを子供に渡すと、家に持ち帰り、親御さんに渡してもらえていると思う。そうやって浸透していくことも期待している。
- 広報用映画などは借りられるのか。どのようになっているのか分からないが、レンタルなどで誰でも見られる環境を作るといいと思う。
- 裁判所ウェブサイトで「評議」を動画配信している。また「評議」やその他の広報用ビデオ、DVDについては、裁判所に申し込んでいただければ貸出しも行っている。長いもので60分、短いもので15分程度のビデオ、DVDを用意している。図書館にも送付している。
- 長い時間にわたる説明を聴いていただき、また内容ある御意見をいただき有り難うございました。

(8) 次回期日

平成19年5月22日（火）午後2時から午後4時30分まで（大会議室）

(9) 次回のテーマ

「民事裁判の充実，迅速について その2」

以上